

茨城県耕作放棄地対策協議会文書取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県耕作放棄地対策協議会(以下「県協議会」という。)における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

(文書の発行名義人)

第2条 文書の発行名義人は、会長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書の処理及び取扱)

第3条 県協議会の文書の処理及び取扱いは、茨城県農業会議庶務規程を準用する。

(雑則)

第4条 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知)、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年11月26日から施行する。
- 2 平成21年4月28日よりこの規程の一部を変更する。